

云つた。

「シャイデマン」は日曜日午後、演壇に立つた。彼は黨の幹部が極右派に寛にして少數派に嚴なりとの非難を駁し、前者は意見の差に止り、其行動は常に黨の決議に準據したるに反し、後者は隨意の行動を探りたるが故、兩者を同日に論ずるを得ずと答へた。

『右派と左派とに關せず、各自の意見を壓迫したことは絶對に無い。吾等は最も廣義に意見の自由を尊重する。併し行動上黨員は一致せねばならぬ。「レンシユ」「ボイス」其他何者に對すると問はず、吾等は彼等の筆に些かの拘束をも加へ無い。併し、何人も總會に於ける黨の決議に則り、且つ黨の結束を守るを要す。』

次で、獨立社會黨の攻撃に言及し、

『吾等は『御用社會黨』と呼ばれるゝを聞く時、心中少しの怒をも覺えず、反

つて憐憫の情を催すのである。如斯きは下劣な攻撃である。——而も労働者に對し、幾分の影響を與へる。併し、労働階級は、總て、吾等の政府擁護政策の眞諦を悟るであらう。吾等が政府と握手したりとせば、其は労働者、出征軍人及び其妻子の利益を保護し、又戒嚴令制度の犠牲を救濟するためである。他日、吾等が幾人を救ふを得たるか、——然り實際幾人の生命を助けたるか、凡て判然する機會があらう。

吾等は心して黨の一致を破る可き事を構ふるを避けた。將來も亦、極力労働階級の一致を亂さざらんと欲す。……吾等は實際家の見地より、平和及び労働者の根本的利益のため、辛苦する。

獨逸労働階級は他日必ず吾等の功績を認め、且つ議論の徹底を銜ひ、而も何事とも爲さざりし輩を顧みること無きに至るであらう。労働階級は社會民主黨の旗幟の下に、必ずや、再び結合するであらう。』

『黨の一致』の問題の討論終結と共に、總會は次の如き「ゼファーリング」の決議案を可決した。

『總會は、労働階級の團結が労働運動の成功及び其強大を齎す所以なるを信じ、黨の一致を計らんとする凡ゆる努力に助勢す。社會民主黨内部に於て、固より意見の差を寛恕するに吝かならざれども、苟も黨の一一致を實現せんと欲せば、多數決の權威を認めざるを得ぬ。何人にもあれ、此原則を非認するは、黨生活の根本義を拒絶するものである。蓋し、夫は凡ての力を單一なる意思、單一なる行動に集中するを排斥するが故である。故に、黨の一致を計るため努力する者は、當然多數決の原則を容認した者である。』

黨の一致を計る最良の方法は、獨逸社會民主黨の强大を致すに在る。故に、總會は、獨逸労働階級に對し、凡て此旗幟の下に來り會することを

要求す。其の黨勢の擴張こそ、將來激烈なる政爭裡に、労働者の利益を確保し得る途である。』

總會は又、地方支部及び各黨員に對して、固く黨の一致を志すを要求する附帶決議を通過した。

第二の問題、即ち戰費協賛問題の討論に當つても、前同様、甲論乙駁の狀態を現出した。此討論は火曜日午後、ダヴィット博士に依つて、口火を切られた。此問題について、アントリック「ホツホ派」は千九百十四年末以後、常に棄權の態度を採つたのは既述の如くである。されば、討論中、「ホツホ」主義として強ちに戰費協賛に反對ならざれど、社會黨の要求たる非併合の平和、及び民主的革命の二原則を容認せざる政府の存續する限り、其協賛に反對する。從つて、現在「ミハエリス」政府が此聲明をなす迄、戰費の協賛を拒絶するは社會民主黨の義務である」と云ふ

動議を提出した。「レーベ」「ブレスラウ」は反対決議を動議した。即ち、戦費協賛に對し、代議士會の慣行を是認し、且つ獨逸政府が法王に與へたる回答を以て、適當な平和の基礎を表明するものとした。併し、同時に一方に於て、速に白國併合の邪慾を棄て、帝國內部に於て「エ」「ロニ二州の完全なる自治聯邦と成るを許し、況獨主義運動を破碎し、並に民主的改革特に普國の普通選舉制度、議會權限の擴張の實現を迫つた。

「レーベ」は提案説明中、黨は其代議士會に對し、政府が併合主義及び反動政策に加擔したる場合、何時いても戦費協賛を拒絶し得る權限を委任するを妥當なりとした。

右派中の或者は此條件的戰費協賛拒絶權すらも危險なりと思料した。「シユトルテン」「ハムブルグ」は、國家危急の際、戰貿協賛の諾否を政府壓迫の駆引に利用する政策を不可とした。「コーニン」「ロイス」は「吾等は

如何なる事情の下にも、常に戰費の協賛を與ふる者でない。併し、現在に於て、其拒絕を可とする場合あるを想像し得無い。

水曜日午後「ホツホ」の提議は二百五十八票對二十五票を以て敗れ、「レーベ」のものは二百六十二票對十四票の多數で可決された。

木曜日(十月十八日)、總會は將來の一般政策を議し、先づ「ランドスベルグ」の起草せる報告に據り民主化問題を論じた。

此際の「シャイデマン」の演説は、蓋し、會議中の白眉であつた。彼は戦後社會民主黨が政府に對し強大なる勢力を振ふに至る可きを豫言し頗る得意然たる色が在つた。此新形勢の展開と共に、社會民主黨は因襲的態度を改めねばならない。既に時代は政府に反抗するを以て能事終れりとするを許さない。國家内部に於て、其勢力の伸張を計り、或場合には敢て當路に立つて責を負ふの覺悟を要す。次で、彼は戦後勞

効者が際會す可き逆境について語つた。社會民主主義と雖も、一瞬の間に、労働者を地獄より極樂へ導き得るもので無い。併し、空理空論に非る實際的社會主義は、人類の唯一の希望である。従つて獨逸は民主化されねばならない。

『自由を渴望する強烈な國民意思は、同時に平和を齎し得る力である。』  
『而も、之れ、武器の力に依りて然るに非ず。』

効は遂に人の和に如かぬものである。

抑も、今次の大戦に、主敵英國の強き所以は何ぞ、而して又我等の最大弱點は何處にありや。英國はよく世界列國と修交するの途を知り、吾等は悉く彼等を敵とした一事に外ならない。併し、此狀態は根本的に改める必要がある。吾等は新に英國と戦はんと欲す。唯、此度は白國海岸線獲得を目的とせずして、世界各國の同情並に世界の知遇を争は

んとするのである。』

『ブリューガー』(シユートウツトガルト)は、今を去る二十有三年の昔、始めて起草された黨の宣言が、徒らに空理空論に走つて、時世に適合せざるに至りたるを指摘し、其改正を動議した。理事會は此動議を採擇し、宣言起草委員の任命を約した。即ち實際上の必要に迫られ、修正派の運動は茲に始めて幹部を動かし、其年來の主張を貫徹するを得たのである。

金曜日(十月十九日)は目前及び戦後に於ける財政問題、特に租稅負擔の均衡について論議した。『グノサ』は本問題の報告を提出し、戦後英國の獨逸に對する商戰を説き、獨逸の自衛策として、有名なる『中歐同盟政策』の採用を勧めた。次に、『レーベ』(プレスラウ)は云ふ。

『我等は無慮數萬の良職工を失つた。其他能率著しく減少せる數萬

の職工あるを思はねばならぬ。加之、營養不良の結果、一般の活動力も亦確に降下して居る。如斯き状境に於ける財政政策の根本義は民力の基礎たる労働の涵養を計ることである。

我等が提議せる租稅の賦課方法は、資本家機關紙の激烈な反対に會し、其實施は恰も獨逸の亡滅を招くものゝ如く考へられて居る。故に吾等が言ふ所は、決して社會民主黨特有のものに非るを主張する必要がある。「ゾタイン」「ヤッフェ」教授、其他數多の「ブルデヨア」の財政論者は、吾等より以前、既に資產稅の賦課、相續稅の擴張、並に大規模の官業政策を提議した。果して此方策を採用せず、巨額の戰費を支辨する途ありや。償金獲得の望は益々少きに至るに反し、戰費は愈々巨額に達する。『飢えたる平和』『悲惨なる平和』の到來を避けんと欲せば、好戦者流が未だ全く獨逸を破壊せざる間に、其仕事を中止させねばならぬ。吾等は

急速に平和を締結するを要す。然らずんば獨逸國民は戰爭の重き負擔に耐へ得ず、挫折するであらう。』

農業、食料生産、復員、女子労働、小兒保護の諸問題に關しても討論行はれ「ヴァイツセル」の報告が在つた。

「レンシユ」は遠大なる植民政策を論じ、『戰爭の結果、必ず自由貿易制度は崩潰するであらう。若し獨逸にして其植民地を失はんか、其發展の途は擁塞される』と云つた。『エツケル』(柏林)は之に答へて『過渡期に於て植民地の有無は、我等の利害と沒交渉である。我等に植民地の必要ありや、並に其限度如何の問題は、他日餘暇あるに及んで、慎重審議するを以て足る』と述べた。

午前の會議を終るに先ち、「シャイデマン」は簡単なる演説を試み、再び民主化の緊急を叫んだ。

『獨逸帝國の民主化、及び責任内閣實現のため、障害となる凡てのものを倒せ。而して最初に除く可き障害は、宰相「ミハエリス」博士其人である。』

木曜日午後前記討論の諸問題に關し、種々の決議を可決し、並に戦時中に於ける國民給養の問題を攻究した。演説者は概ね政府の不徹底なる施設及び奸商を難じ、又或者は國內に於て現存する悲慘の事實を報告した。後者の記事は新聞紙掲載を禁じられ、唯十月二十日「フォルヴェルツ」が左の如く書いたに過ぎない。

『「シリングク」「ザクセン」の女黨員が描出したる悲慘の状に對して吾等は戰慄を禁じ得ない。』

土曜日(十月二十日)午前「エーベルト」司會の下に、黨の機關の運用に關し決議を通過した。

右終つて「エーベルト」は閉會の辭を述べ、總會は茲に全く解散した。

「ヴュルツブルグ」總會の跡を檢するに、「シャイデマン」が「エーベルト」と並んで、黨の總裁に押された外、凡そ特記す可き新事件は毫も見るを得なかつた。獨逸に於ける一般の形勢は舊の如く、總會は合同の氣運を促進するため何等の貢献をなさない。各演説者の議論も亦、戰爭以來幾度も言ひ古されたものである。舊社會民主黨の各員は全國の同志と一堂に會し、意氣揚るの狀を呈し、又黨の幹部の實踐せる政策は殆んど全會一致是認されたに對し、満足の色があつた。併し、反對派たる獨立社會黨系を除籍せる以後、黨内に一致を保つは智者を待つて始めて知るを得る所ではない。

「ヴュルツブルグ」總會終了後數週の日、獨立社會黨の委員(「ハーゼ」「ディットマン」「レデブール」「ルイゼ、チーツ」他三名)は宣言を發し、其所見を明か

にした。其内容は凡そ下の如くである。獨立社會黨は常に勞働運動一致團結の必要を悟り、極力其ために辛勞しつゝあつた。而も尙其分裂を見たるは實に舊社會民主黨の罪科である。彼等は(イ)戰費に協賛を與へ、(ロ)非社會黨各派と提携し、(ハ)少數派の反對を壓制し、依つて以て社會主義の原則に背戻した。「ツュルツブルグ」總會は悉く舊社會民主黨の政策を承認せるのみならず、「フォルツェルツ」に始まり「ナイエ・ツ・アイト」に終る幹部の機關紙強奪の處置に賛成するを惜まなかつた。舊社會民主黨は依然其名を僭稱すると雖、既に事實上社會黨と云ふを得ない。現在獨逸國內に於ける眞實なる社會主義者は獨立社會黨の一あるのみ。従つて、社會主義運動の一致團結を計らんとせば、獨立社會黨に來り投するより外ない。

社會黨が「ミ・ハ・エリス」宰相に宣戰したことは、既記の通りである。社

會黨のみの反對を以てしては未だ彼を倒すに十分でなかつたであらう。併し、現在に於ては彼の一昧を以て任する保守黨汎獨主義者すら其朝令暮改の態度に飽き足らざるの狀を示した。

十月廿八日、皇帝は彼の辭表を裁可し、十一月二日、羅馬加特里教徒前教授「ヘルトリング」伯を帝國宰相に任じた。

此間に當つて、獨逸政治史上特筆大書す可きは、「ヘルトリング」伯が任命受諾に至る迄の事情である。伯は先づ各政黨領袖と會見し、其多數の支援を受け得たる時、始めて任官を承諾した。而して彼自身は七月十九日議會『聯合』の『平和決議』に對し満足なる保證を與へた。彼の舊來の思潮及び行動を知る者は、少くとも過去に於て、如斯き決議の主旨と彼の信條との間に大なる逕庭あるを見出しえる。彼が果して「ベーテマン、ホルヴェッヒ」及び「ミ・ハ・エリス」と異り、白耳義問題又は併合主義

に對し明瞭なる聲明をなすや否や。議會は再び失望することなきか。凡そ是等の問題は纏て判明する時があらう。併し、宰相受任の際、議會多數の支援を其條件としたことは、獨逸政治史上未曾有の現象である。加之、副宰相「ヘルフエリッヒ」も亦、議會多數の反感のため引退を餘儀なくされ、進歩兩派の領袖たる急進主義の老政治家「フォン・バイエル」が其後を襲つた。

固より以上の事件は未だ政黨内閣の實現を相去る遠いものである。併し、確に其に向つて一步を進めたものと云はざるを得ない。而して同時に其幾分の功は舊社會主民黨に歸する事も否定出來ない。

### 第二十三章 結論

以上章を分つて、開戦以來「ヘルトリング」伯の就任に至る獨逸社會黨史上の重要な事件を記述するが故に、其結論として茲には社會黨兩派

の論據について研究して見やう。

舊社會民主黨は「ミハエリス」治下に於ける短期間を除き、概して政府と敦厚の關係を持続し、相共に戦争の遂行に盡力し來つた。而も、此事たる、社會民主黨成立以後、誠に稀有の現象である。彼等が慣行を無視し、此態度を探りたる根據如何は、獨り獨逸内政上又は獨逸社會黨史上の大問題に止らず、世界の社會主義に注目する者が、皆等しく關り知らんと欲する所である。

凡そ彼等が如斯き新機軸を出したるを正當とする二つの理由がある。

其第一は根本原則の問題であつて、大要左の如くである。

戰前に於ける黨の主義及び慣行は全然誤謬であつた。「マルクス」流の理論を株守し、四圍の状境の變遷に順應する伸縮力を缺いて居た。

獨逸勞働階級は、其力に於ても、其福利に於ても、共に偉大なる進歩を遂げ、而して其福利は獨逸國家の福利と離る可からざる關係を結ぶに至つた。

獨逸の現状に在つては、既に、「プロレタリアート」は其桎梏の外失ふ可き何物をも有せず」との語は、眞理を隔たる遠いものとなつた。時世は、吾等が國內に於て一黨を組織し、其責任を負擔し、他の政黨と妥協提携しつゝ、議會的手段に依つて吾等の目的の達成を計ることを要求して居る。現在の國家を倒すは、我等の利益とする所に非ず、吾等は順次に其要路の位置を占め、反つて國家を吾等の意の儘に指導するを以て、志としなければならない。實際戰前に於て黨の實踐し來つた政策は、常に此見解に合し、只理論及び宣言の文字のみが老朽せる主義より脱却し得無かつたのである。従つて、理論と實際とは、時と共に益々懸

隔を生ずるに至つた。八月四日、我等が過去の慣行に訣別を告げ、新なる道程を辿り始めたと云ふは正しい。併し、過去の政策既に誤れりとせば、是を改むるに何の憚る所あらんや。吾等は経験より有益な教訓を得た。

以上の論據に立つ者は文字通りの「改訛者」である。略、戰前の修正派の態度に等しく、「コルブ」（カルルスルーエ）は其代表的人物である。其第二は事實問題であつて、大要左の如くである。

戰前に於ける吾等の主義も、實踐せる所も、共に正當であつた。而して、千九百十四年八月四日以來、吾等の信奉する主義は依然舊の如し。若し、吾等の實行的態度が黨の慣行に合せずとすれば、是れ、全く新形勢の展開に依るのである。

吾等は過去に於て聲明せる儘を實行した迄である。國家が防禦戰

を遂行する場合、國家に協力するは社會民主黨の義務である。此事は社會民主主義の内容の一部を形造るもので、又「ヴァイルヘルム、リープクネヒト」「ペーベル」等の言に徵して、容易に知り得る所である。今次の大戰に於て、獨逸は防禦者である。故に、吾等が戰費を協賛し、政府と相提携して戰爭遂行を助くるは、實に吾等の傳統的主義に忠なる所以である。

故に、此論據の根底をなすものは、戰爭の性質を決する事實問題である。

是に對して、獨立社會黨側にも、戰爭拒絶を正當とする同じく二種の態度がある。

其一は、

吾等は國家の自衛戰に當り、或は戰費に協賛し、或は自ら戰線に立ち、

其他種々の方法に依つて、國家を補翼する義務あることを容認する。

然れども、今次の大戰に於て、獨逸は防禦者と云ふを得ない。開戰の弊は或程度迄、資本主義的組織を維持し、當然戰爭を誘發す可き社會狀態を改めざりし凡ての國家が、一樣に負ふ可きものである。併し、獨逸兩國は其主犯者である。吾等は獨逸の挑戦的海軍擴張の如き古き時代の記錄より、最近千九百十四年の十二日會議、塞國に對する墺國の最殺通牒、獨逸の列國會議拒絕、及び白耳義の亂入に至る迄、戰爭の原因となりし事件の跡を尋ねれば、明に獨逸の罪科を斷じ得る。防禦戰に際し國家を補翼するは社會黨の義務たると同時に、一國家が侵略のため、戰を始めし時、當該國の社會黨が、同盟罷工其他積極的手段に訴へて、政府に反抗するは其力む可き途である。今次の大戰に於て、獨逸は攻擊者である。從つて、吾等が政府に反抗するは萬國社會主義に忠なる所

以である。

故に、此論據をなすものは前者と同じく、事實問題に外ならぬ。

其二は、

現今の政府は凡て資本主義的政府であり、又戦争は資本主義的組織より来る避く可からざる結果である。従つて、社會主義者は假令防禦戦の場合に於ても、資本主義的戦爭政策の遂行に對し、責任を負うを得ない。社會主義者は兵士として從軍し、外敵を防ぐの義務を盡すかも知れぬ。併し、戦費に協賛することは問題外である。兵士は上官の命を奉じて行動し、其に對し責任を負擔しない。戦費に協賛を與へ、若くは政治上政府と提携する市民は、之に反して、政府の行動に關し、責に任ずるものである。

社會的疾患を療さんとせば、社會主義的組織を實現し、各國労働者の

連帶責任を強固ならしめたるより他に途なし。如斯き社會狀態成立のため努力するは、各人最高の義務である。各人の國家に對する義務と雖も、此前に一步を譲らざるを得ない。

特定の國家のため其戦争政策の遂行に荷擔する者は、必ず萬國社會主義組織の到來を阻害する者である。彼等は最高の義務を捨てゝ、遙に下級の義務のため盡力する者である。假令社會主義者の傍観の結果、特定の國家が侵害者の膝下に屈することありとも、社會主義組織の到來を阻害するに優る萬々である。

今前記の四種の見解を論理的命題の形式に書き換ふれば、次の如くなる。

(一) 社會主義者は戦争中常に國家を補翼す可し。

今は戦争中なり。

故に獨逸社會主義者は獨逸國家を補翼す可し。

(二)社會主義者は防禦戰に於ては國家を補翼し、攻擊戰に於ては是に反抗す可し。

今次の大戰に在つて、獨逸は防禦者なり。

故に、獨逸社會主義者は獨逸國家を補翼す可し。

(三)社會主義者は防禦戰に於ては國家を補翼し、攻擊戰に於ては是に反抗す可し。

今次の大戰に在つて、獨逸は攻擊者なり。

故に、獨逸社會黨は獨逸國家に反抗す可し。

(四)社會主義者は社會主義組織の實現に至る迄、戰爭中常に國家に反抗す可し。

今は戰爭中なる。

故に、社會主義者は國家に反抗す可し。

以上に依つて見ると、(一)と(二)とは其原則を異にし、其結論を等うする。(三)と(四)とは矢張同様の關係に立つて居る。而して(二)と(三)とは反つて其原則を等うし、只結論を異にする。(一)と(四)とは戰爭の性質を問はざる點に於て一致して居る。

政黨を組織し、實際上の目的を追ふに當つては原則上の問題は二次的の問題となり、結論を等しくする者が相依つて團結を作る。

(一)と(二)の見解を抱く者は舊社會民主黨に止り、(三)と(四)の同感者が獨立社會黨を創設して反抗を試みたのは、固より自然の數である。

併し、上記の四種の態度は各人の心理上截然たる區別を立て、觀念され無かつたことは、云ふ迄も無い。舊社會民主黨は、殆んど悉く、同時に(一)及び(二)の見解を交へ、唯主として何れの態度を探つたに依つて、右派

と左派を生じたに過ぎない。獨立社會黨の大部分は(三)の意見を持つ者である。而も往々にして、其言説は(四)の臭味を帶ぶるを免れ得ない。而して(三)の見解を探る者が(四)の見解に移り行くは、實に旦夕の間の出來事である。

舊社會民主黨中に在つて、(一)を代表する者は「コルブ」「レンシュ」等の一派である。其大部分を占める「シャイデマン」「エーベルト」派は(二)の信奉者である、獨立社會黨に於て、(四)の主唱者は甚だ僅少である。彼等は寧ろ「ボルヒアルト」「カール・リープクネヒト」派の徒である。

然らば其當然の結論として、兩黨間の論争は、就中戰爭の性質に関する事實問題を内容とせねばならぬ。併し、實際上、兩者は原則の問題のみを云爲し、舊社會民主黨は獨逸社會黨を以て、恰も悉く(四)の立場に在るが如く非難し、後者は前者を(一)の「改説者」として攻撃した。此一見

了解し難き現象は、兩黨の言論に加へられた外部よりの壓迫、即ち政府の檢閱及び禁令に基いて居る。

獨逸が現に從事しつゝある戰爭の性質が、攻擊的なりや果た防禦的なりやを決する爲に、二種の事實を觀察するを要す。其一は開戰責任の所在である。其二は戰爭目的の内容である。戰爭を挑發せる者と、侵略的目的達成のため戰爭を繼續する者は、共に攻擊者である。所で、第二の戰爭目的に關する論争は、開戰と共に獨逸政府に依つて嚴禁された。千九百十六年夏以來、汎獨主義者は自由に此問題について意見を發表することを默許されたが、一方獨立社會黨に對しては依然其拘束を弛めず、例へば「ストックホルム宣言」の如き、國內に於て論題とするを禁じられて居る。

第一の戰爭責任の所在を定むるに際しては、先づ「十二日會議」其他戰

争に至る迄の獨逸政府政策の記録につき、詳細な歴史的研究をなさねばならない。併し、此點に就いて最も遺憾多きは、公平な著作の殆んど存在しないことである。「ルードヴィッヒ・ベルグシュトラッサー」の僅か一冊の著作を除けば、他は悉く不十分且つ偏頗な研究である。冷靜なる科學者の態度は、「オンケン」「シーマン」「ヘルモルト」「バラ」の如き一流史家の間には、最早見出すを得ない。會々獨逸政府の不利益となる可き結論を發表せんと欲する獨逸人は「ヘルマン・フェルナウ」又は「余は問責す」の著者の如く、外國に於て出版するを常とする。

兎に角、上記の拘束存在する結果、獨立社會黨領袖は、心中『戰爭責任の問題』が議論の要點たるを知りつゝも、餘義無く、此事實問題を離れて、原則の問題に赴き、舊社會民主黨全部が(一)の態度を探るものとして攻撃した。

此攻撃は舊社會民主黨が「改説者」を包容する限りに於て正當である。

例へば「ザオルフガング・ハイネ」が千九百十六年五月一日「ブレーマー、ピュルガーヴァイトウング」紙に載せた所に依ると、左の如し。

『假令戰爭の責任は全然獨逸現政府のみが負擔す可きものとしても、假令敵側の言ふが如く、獨逸は全歐洲を征服する目的を以て故意に戦争を挑發したりとしても、尙且つ我等は開戦以來我等が採り來りし態度と異なる行動に出るを得ない。』

如斯きは『事の曲直は問ふ所に非ず、常に我國家を援助せよ』と云ふに非ずして何ぞ。而して右派の此態度は、必ずしも今次の戰争に依つて始められたのではない。「ハイネ」は此事を證するがため、千九百七年「シユトウツトガルト」萬國社會黨會議に於ける彼の言説を引用した。

彼の主張する所によると、當時社會民主黨内部に於て、反対の聲を聞かなかつたそうである。

『軍閥の驕傲に對し戰ふは……國民文明の責務の一つである。此責務の自覺は、外敵のため獨逸文明が脅威されたる場合、其防護義務を免れしめるものでは無い。而して如斯き際に當つて、截然防禦戦と攻撃戦との區別を立つるは實際上不可能である。併し、獨逸が危險に瀕するや否やを辨別するは、容易の業である。……萬一獨逸國民が危險に臨みたる時、吾等（社會主義者）は是を誘發せざりし故を以て、此の厄難を拂ふを拒絶するを得可きか。吾等は獨逸國民及獨逸文明が其に依つて苦ひを知る時、支配者階級が獨逸を危險に陥れたる故を以て、袖手傍観するを得ない。吾等も亦、銃を手にせざる可からず。是れ政府及び支配者階級の勢力擁護のために非ず、實に我國民及び其の至寶の安泰を

計らんがためである。假令、例の如く、支配者階級は其間に處して、外敵撃擣の直接の利益を私することありとも、敗戦を免れるは確に實際の利得である。我等の政策は此以外に存在しない。平時に於て、吾等が平和維持のため努力するは、誠に吾等の義務である。……併し、吾等が手段を盡して防遏したるに拘らず、一旦戰爭開始せられたりとなさんか、其領土、資産、安全及び自由を脅威されたる國民は、幽玄な思索に身を委ね、戰爭責任の所在を決し兼ねて居る譯には行かぬ。』

蓋し、此議論に於ては獨逸勞働階級の物質的利益を最も重んじて居る。戰敗は多少とも労働階級の負擔を増すものである。故に何を措いても先づ勝たねばならぬ。戰其者の倫理的性質の如きは、第二次的若くは全く省慮するを要せざる問題である。

彼等は又、此前提の下に、佛國社會黨の戰費協賛を是認したことがあ

る。若し戦争中常に政府を支持し、勝利に對して最大の努力を致すを以て各國社會黨の義務なりとせば、敵側社會黨の戰費協賛を是認するは其當然の結論である。

併し、社會主義者なる限り、「事の曲直を問はず、常に我國を助くる」を主張する一派と雖も、赤裸々に且つ徹底的に、是を口外するは、さすがに忸怩たる狀があつた。彼等も亦單に物質的結果のみを念とするに止らず、同時に倫理的動機を顧ざるを得無かつた。「ハイネ」と雖も、前掲の一節の稍々後段に於て、「獨逸社會黨は獨逸が防禦者なるを知つて居る。反之して、佛國は『エ』『ロ』二州の奪還を志す以上、攻撃者なり」と言はねばならぬ」と書いて、其良心の満足を計らざるを得なかつた。況や、左派「シャイデマン」の徒は、獨逸が防禦者なる事實に一切の根據を置くものである。

舊社會民主黨も亦社會黨である。従つて、平和に對して特別に執着するを示す必要がある。前記の原則に準據し、戰費の協賛を續ける間も、此點に於て、獨立社會黨に一籌を輸するは彼等の忍び得ざる所である。故に、彼等は機會ある毎に、社會民主黨並に獨逸は平和を愛好する。而も敵國は頑迷に平和提議を拒絶する旨を宣言して居る。

併し、一般的に云へば戦争よりも平和を愛好するは人の天性であるから、前記の宣言は其儘に於ては意味をなさない。平和主義と云ふことは、畢竟公正なる條件の下に平和の實現を計るものである。故に、一黨又は一人が平和主義であるか否かの標準となるものは其懷抱する平和條件の性質に依つて定まる。之を當該の問題に當て嵌めれば、舊社會民主黨が平和主義と云ひ得るためには、其唱道する平和條件、即ち現狀維持の原則が社會的正義の觀念に合するを要す。而して此點に

ついては到底異論あることを免れない。

「バウル、レンシユ」が既記の如く、現状維持の平和は獨逸の全勝、英佛の全敗を意味すると云つたことは、確に注意する價値がある。」

獨立社會黨は百年一日の如く、「マルタス」の教理を奉ずる守株刻舟の徒なりとは舊社會主黨の嘲罵である。併し、前者の中には、修正派の首領「ベルンシュタイン」等の居ることを忘れてはならぬ。

次に、同黨の大部分は戦争の倫理的性質、即ち攻撃戦なるや果た防禦戦なるやに従つて、政府に對する去就を決する者である。然し乍ら、彼等と雖も、倫理的價値のみに眼を注いで、全然獨逸労働階級の物質的利益に無頓着なるを得ない。戦争の結果は、同じく重要な問題である。故に舊社會民主黨が、「諸君は獨逸の戦敗及び其結果たる悲惨、貧窮に導く可き政策を主張し、敢て獨逸の勝利を欲せざるか」と問ひたると

き、彼等は窘迫せざるを得なかつた。彼等が常に、今次の大戦は結局無勝負に終る可きを豫言したのは、此「デイレンマ」を迂回する唯一の途であつたのである。此途と雖も、強ち安全では無かつた。舊社會民主黨は、戦の経過については「ハーデ」「ベルンシュタイン」の豫想より「ヒンデンブルグ」「カペレ」に信頼するの優れるを說いた。公正な第三者の立場から見て、何れが眞相に觸れて居るか、又戦後獨逸が他國との通商を復活せざる限り、單に「エ」「ロ」二州及び普魯西亞波蘭の保有が、其物質的繁榮のため、幾千の貢献をなすかは十分問題となり得る。併し、少くとも獨逸國內の大部分の人は、舊社會民主黨の議論を容認し易い。

獨立社會黨は、時として、戦費拒絶は國防を危うする結果を來さない。如何となれば、彼等は議會に於ける少數黨なる故、事實上戦線より一兵を減ずる能力をも有たない。只彼等の反対投票は彼等をして戦争の

責任を免れしめる用をなすのみであると、主張したことがあつた。此議論が殆んど一顧の價値もない詭辯に過ぎざるは、説明する迄もあるまい。

終りに、舊社會民主黨が獨立社會黨に對し、後者が自ら戰費を拒絶しつゝ、反つて佛國社會黨の政府擁護を是認するを非難するは甚だ當らない。獨立社會黨は、佛國を以て、主として防禦者であると見て居る。佛國政府が「エ」「ロ」二州の人民投票に反対し、無條件奪還を主張する限りに於て、純粹な防禦者ではない。併し獨逸に比べれば、尙十分防禦者の地位を要求し得る。故に、獨立社會黨が自ら戰費を拒絶すると、佛國社會黨の戰費協賛の態度を是認するとの間には、何等の矛盾を胚胎せざるものである。

由是觀是ば、舊社會民主黨と獨立社會黨とは、或は原則、或は事實問題

に關して、根本的に異なる信念を抱いて居る者である。然らば、兩黨の分裂は到底避く可からざることに屬す。

往々、舊社會民主黨は、獨立社會黨を貶するため、次の如き議論を用ひる。意見の自由は尊重しなければならぬ。併し行動上、多數決の權威を認めることは同じく必要である。如斯く實行上黨制を先にして、個人の意見を從屬せしむるに非んば、黨生活は成立し得ない。

併し、黨の結束のため、個人の意思を問ぐるを正しとする場合は、意見の差が、根本的問題に發せざる時に限る可きである。

或は多數派中、兩派の一致を不可能としつゝ、唯後者が靜に退黨するの態度に出でず、其意見を披瀝し、殊更に黨の分裂を招いた點を攻撃する者がある。

此意見にも満足し難い。獨立社會黨の立場よりすれば、彼等のみが

正統の社會主義者であつて、舊社會民主黨は異端邪說を流布して、世を惑はすものである。前者が極力自説を宣傳し、同志を翕合するは實に主義に忠なる所以に非ずして何ぞ。

次に、獨立社會黨は理事會が黨紀を亂り、總會に專屬する權限を犯して、黨員の除名を決したことなどを咎めて居る。併し、斯くの如きは實際に適合せざる三百代言的空論である。黨紀に於ては、固より戰爭の如き場合を豫想してない。理事會は黨紀に戻るの故を以て謂はば黨及び國家の興敗の分歧する時に當り其分裂を企圖し、其活動力を弱めると考へられる運動を坐視するを得ない。彼等が果斷、事を專決し、徐ろに追認を待つの手段に出でたるは、誠に黨及び祖國を思ふ士の當然爲す可き所である。』

以上に於て社會黨兩派の論争、及び其根據を解明したが、各派の味方

たりし一般労働者が、よく此間の消息に通じ、各其見る所に従つて、何れかの信念を奉じたと考へることは大なる誤である。一般労働者の實際的行動は、論理に依つて定められるものではない。彼等は舊社會民主黨、若くは獨立社會黨に從屬しつゝ、而も兩黨の領袖の唱道する主義には、殆んど無頓着であつた。

千九百十八年十二月廿八日、「ノイエ・ツァイト」紙上で「クノッペ」は云つて居る。

『曾て、理論的方面に非常な興味を持つて居た労働者も、今日同様の問題について人の語るを聞く時には、直に次の如く答へる。「世界大戰の結果に關し、學者の豫言した事は一も實現しない。凡て意表の外にて居る。若し、理論の力を以てしては何事をも豫想する能はず、單に事件終結より二三十年の後に於て、凡て出現せるものは必然出現せざる

を得ざる趣を證明するに止らば、理論の價値果して何處に在りや。寧ろ全く理論を離れ、只管實行の途を行くに如かない』。

されば、戰の繼續に従ひ、逐次獨立社會黨の勢を加へた勞働者は、自ら特殊な動機を持て居たのである。

『始めの豫想に於ては、高々五六ヶ月間に終了すると考へられて居た戰爭は、益長引いて行く。塹濠戰は始められ、諸國は相次ぎ、戰爭の渦中に巻き込まれた。從つて、戰死者、負傷者、不具者の數は累積し來つた。戰爭の被らしめた苦惱は、各人の家庭を壓迫し、其或者は之に耐へ得ざるに至つた。又食料缺乏の結果、國を擧げて困窮し、加ふるに、政府の施設の失當は、一層其苦痛を大にした。國民は、精神的には戰線に在る親戚及び朋友の生命に對する不安の念に責められ、肉體的には其日々々の麵貌を得られずして空腹を忍んで居る。如斯き事情の下に於て、勞

働階級の當初の社會主義的情愬に變化を來せるは、蓋し止むを得ざる事に屬す。首領と一般勞働者の始めの關係は全く轉倒して終つた。始めに自説を主張し黨を去つた一部の領袖は、反つて多數の新なる味方を得るに至つた。同時に、此新加入者は、追々自ら一切を指導することとなり、反對運動は茲に新傾向を取つた。當初は理論上の反抗に外ならざりしが、今や理性よりは寧ろ本能の力に依つて支配される民衆運動と化し去つた。

從つて、反對運動の意義も異つて來た。其領袖は其間、從來の態度を捨て反對運動をば永久に戰争の廢止を期成する運動とした。而して一般勞働者の欲する所は、急速の平和である。

即ち戰争が彼等に齎した苦惱の停止は、其の必要にして十分な目的である。

主義又は基礎的觀念の根本的不一致に依つて、労働階級は四分五裂されたと云ふは誤である。……一般労働者の大部分は理論上の不一致について關り知らない。従つて、兩黨間の論争に對し興味を有はない。兩黨間の理論上の論争は、殆んど全部、各々の領袖のみに依つてなされた。

一般労働者の欲する所は、出來得る限り急速な平和である。

彼等は平和實現のため、政府に反対するを必要なりとし、而して舊社會民主黨は十分此戰に努力せざるを信ずるが故に其或者は不満の心を抱いて全く黨を去り、又他の者は現在忌憚なく政府に反対しつゝありと思惟される獨立社會黨に投じた。多くの者が、獨立社會黨に加入了した動機は、實に其苦痛である。

以上は多數派の「カール・ヴェンデムート」が千九百十七年十一月九日

「ノイエ・ヴァイト」誌上に掲げた所であるが、其觀察は頗る正鵠を得て居る。

\* \* \* \* \*

開戦以來三十九ヶ月間に亘つて、戰爭反対を標榜する少數派の勢力は漸次強盛となつた。

第三篇二十二章を通じた現象は實に此事である。故に、千九百十八年度以來、此傾向が轉換したについて、一言の注意を與へざるに於ては、讀者は恐らく誤れる結論を下すであらう。獨逸は東方に在つて、「レスト、リウスク」の平和を獲得した。勿論汎獨主義的征服の平和である。併し、社會的正義に合すると否とに拘らず、平和の到來は兎に角戰爭の慘禍より免れしめる。一般民衆に取つて、之が當面の目的である。其少數派の旗幟の下に集つたことは、決して非併合又は國民自決權の原

則のためでは無かつた。當時の状況の下に、少數派領袖の唱ふる政策が、最も平和を齎すの希望を示したからである。

東方戰場の大勝利と共に、一切の事情が異つて來た。西方戰場に於ても、武力に依つて平和を強要し得る蓋然性が十分に生じた。故に、平和獲得の捷徑は、寧ろ政府を援助して、後顧の憂無く戦争を遂行せしめることである。

俄然一般労働者は獨立社會黨を見捨てた。後者は主義に忠なる極めて少數の理想家のみとなり、實際運動として勢力を喪失した。

併し、獨逸の戰勝の希望が薄れ行くこともあらば、再び一般労働者は獨立社會黨に復歸するであらう。

大正九年四月十日印刷

大正九年四月二十五日發行

定價金參圓卅錢  
範近獨逸社會民主黨運動史

譯者 田邊忠男

東京市芝區三田一丁目十三番地

發行者 本多貞一

東京市芝區南佐久間町二丁目十番地

印刷者 松永孫七郎

東京市芝區南佐久間町二丁目十番地

印刷所 安全印刷株式會社



發行所

國文堂書店

銀座口座 東京四六九四九号

東京市芝區三田一丁目十三番地

# 國文堂發行書目

度の改良案銀制利益分配法	慶應義塾大學教授	瀧本誠一先生	定價金壹圓八拾錢 送料拾貳錢
勞動組合論	慶應義塾大學教授	堀江歸一先生	定價金貳圓也 送料拾貳錢
神代史研究	慶應義塾大學教授	田邊忠男先生	定價金參圓卅錢 送料拾貳錢
經濟一家言	慶應義塾大學教授	松本芳夫先生	定價金貳圓也 送料拾貳錢
產業自治と社會主義	慶應義塾大學教授	瀧本誠一先生	定價金六圓也 送料拾八錢
日本經濟史	慶應義塾大學教授	谷島勝太郎先生	印 刷 中
天才と教育	早稻田大學教授	木村久一先生	印 刷 中
勞動者と消費組合	法學博士	高橋誠一郎先生	近 刊
歐洲經濟學史	慶應義塾大學教授		近刊二冊全七百頁

362  
205

終

